

計画年度
令和3年度～令和12年度

愛知県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画

令和3年3月

愛知県

目 次

- 第 1 産業動物獣医療を提供する体制の整備が必要な地域
- 第 2 整備を行う産業動物診療施設の内容及び整備に関する目標
 - 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の状況
 - 2 産業動物診療施設の整備に関する目標
- 第 3 獣医師の確保に関する目標
 - 1 産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の確保目標
 - 2 産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の確保対策
- 第 4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
 - 1 組織的な家畜防疫体制の確立
 - 2 診療施設・診療機器の効率的利用
 - 3 獣医療情報の提供システムの整備
 - 4 衛生検査機関との業務の連携
 - 5 診療効率の低い地域に対する診療の提供
 - 6 産学官が連携した研究開発等に関する情報提供
- 第 5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
 - 1 臨床研修
 - 2 高度研修
 - 3 生涯研修等
- 第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項
 - 1 行政分野における獣医療に関する体制の整備
 - 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
 - 3 広報活動の充実
 - 4 診療施設の整備

獣医療を提供する体制の整備を図るための愛知県計画

本県は、自動車や航空宇宙産業などに代表される工業県である一方、畜産業も盛んであり、乳用牛の飼養戸数は全国第11位、豚は全国第8位、採卵鶏は全国1位（畜産統計、乳用牛は平成31年、豚・採卵鶏は平成30年時点）となっている。しかし、平成21年、23年の高病原性鳥インフルエンザの発生、平成31年の豚熱の発生により、本県の畜産業は大きな被害を被った。

このような中、産業動物を対象に診療を行う獣医師（以下、「産業動物臨床獣医師」という）に対しては、従前にも増して伝染性疾病の予防や、農場の収益性向上につながる飼養管理の遵守指導、さらには農場HACCPや、畜産GAPの導入・普及時の指導等、幅広い役割が求められている。

また、県の農林水産分野の公務員獣医師の業務についても、高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった家畜伝染病発生時の防疫対応のほか、家畜の飼養者に対する飼養衛生管理基準の指導や豚熱のワクチン接種等、多様化している。

一方、犬や猫等の家庭で飼育する小動物については、名古屋市を始めとした大都市を抱えているため、飼育頭数も多く、犬の登録頭数は全国3位（厚生労働省統計、平成30年度）であり、また、小動物を対象とする診療施設数も増加傾向にある。動物愛護に対する意識の向上に伴い、小動物は家族の一員として位置付けられるようになってきており、飼育者から求められる獣医療の内容は複雑化、専門化している。

このため、小動物を対象に診療を行う獣医師（以下、「小動物臨床獣医師」という）に対しては、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、適切な飼育の推進に関する普及・啓発等を行うことが求められる。

これらの背景を踏まえ、本計画では産業動物に関して、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域や診療施設の整備目標を設定する。加えて、産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の確保に関する目標、家畜伝染病の発生の予防や効率的な診療の推進のために、産業動物に関係する機関の連携について定める。

また、産業動物及び小動物臨床獣医師に対して、飼育者から求められる役割が今後も高度化・多様化することが見込まれることから、技術や知識の向上に向けた研修の実施について定める。

第1 産業動物獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県の畜産農場の分布は県下全域にわたっていることから、県域のすべてを、産業動物獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として指定する。

地域区分は家畜衛生の中核となっている家畜保健衛生所の所管地域（本所・支所）ごとに、尾張、知多、西三河、豊田加茂、東三河及び新城設楽の6地域を設定する。

地域	地域の市・郡名	管轄家畜保健衛生所
尾張	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清洲市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡（19市4郡）	西部家畜保健衛生所 尾張支所
知多	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（5市1郡）	西部家畜保健衛生所
西三河	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡（7市1郡）	中央家畜保健衛生所
豊田加茂	豊田市、みよし市（2市）	中央家畜保健衛生所 豊田加茂支所
東三河	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市（4市）	東部家畜保健衛生所
新城設楽	新城市、北設楽郡（1市1郡）	東部家畜保健衛生所 新城設楽支所

【参考】各地域における家畜の飼養状況

（単位：農場数、頭羽数）

地域	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
	農場数	頭数	農場数	頭数	農場数	頭数	農場数	羽数	農場数	羽数
尾張	14	962	14	841	21	5,145	53	605,407	4	4,083
知多	60	7,776	59	13,260	33	61,869	54	3,540,258	7	38,967
西三河	33	2,433	26	2,279	26	41,585	56	1,235,175	3	44,757
豊田加茂	12	1,259	26	1,823	5	778	34	386,191	3	29,430
東三河	119	9,587	141	19,602	108	137,027	77	2,014,897	20	555,678
新城設楽	13	902	47	3,670	6	4,513	23	1,021,141	9	947,006
合計	251	22,919	313	41,475	199	250,917	297	8,803,069	46	1,619,921

資料：家畜伝染病予防法12条の4の定期の報告（令和2年2月1日時点）

第2 整備を行う産業動物診療施設の内容及び整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設の開設状況

各地域における産業動物診療施設の開設状況は次のとおりである。

(単位：か所)

地域	診療施設数	内容（開設主体の種類別内訳）					
		県	市町村	農業協同 組合	農業共済 組合	法人その 他の団体	個人開設 施設
尾張	23	2	1	0	0	7	13
知多	24	1	0	0	0	8	15
西三河	24	4	2	1	1	4	12
豊田加茂	8	3	0	0	0	0	5
東三河	22	1	0	3	1	7	10
新城設楽	5	1	0	0	0	1	3
合計	106	12	3	4	2	27	58

資料：獣医療法第3条の届出（令和2年12月末現在）

※診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含む。

※大臣指定診療施設（獣医師法第16条の2項第1項に定められる、診療を業務とする獣医師が研修を行う臨床研修施設として農林水産大臣に指定された施設）は1か所（東三河）。

(2) 産業動物診療施設の整備状況等

産業動物診療施設及び診療機器等整備の状況は次のとおりである。

ア 診療施設の整備状況

(単位：か所)

地域	開設主体	調査施設数	診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室				焼却施設	X線装置	X線診療室	入院施設
							細菌	ウイルス	病理	生化学				
尾張	県	2(1)		1	2(1)	2(1)					2(1)			
	市町村	2	2	2	2	2						1	1	2
	農協													
	共済													
	個人	7	2	2	2							3	1	2
	法人	4			2		1					1	0	0
計	15(1)	4	5	8(1)	4(1)	1	0	0	0	2(1)	5	2	4	
知多	県	1(1)			1(1)	1(1)								
	市町村													
	農協													
	共済													
	個人	13	4	4	5		1					1	3	1
	法人	8	1	1	3	1	1				1	2	1	0
計	22(1)	5	5	9(1)	2(1)	2	0	0	0	1	3	4	1	
西三河	県	4(1)	0	0	4(1)	2(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)			
	市町村	2	1	1	1							1	1	1
	農協	1				1	1	1			1			
	共済	1			1									
	個人	11	3	1	3							1		2
	法人	3												
計	22(1)	4	2	9(1)	3(1)	2(1)	2(1)	1(1)	1(1)	2(1)	2	1	3	
豊田加茂	県	3(1)	1	1	1(1)									1
	市町村													
	農協													
	共済													
	個人	5	1											
	法人													
計	8(1)	2	1	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
東三河	県	1(1)			1(1)	1(1)					1(1)			
	市町村													
	農協	3	1		3									
	共済	1			1							1		
	個人	9	3	3	3							1	1	
	法人	4	2	1	3		1					1	1	
計	18(1)	6	4	11(1)	1(1)	1	0	0	0	1(1)	3	2	0	
新城設楽	県	1(1)			1(1)	1(1)								
	市町村													
	農協													
	共済													
	個人	3			1									
	法人	1			1		1			1				
計	5(1)	0	0	3(1)	1(1)	1	0	0	1	0	0	0	0	
合計	90(6)	21	17	41(6)	11(5)	7(1)	2(1)	1(1)	2(1)	6(3)	13	9	9	

資料：令和2年度家畜保健衛生所調査

() 内は家畜保健衛生所の所有する施設で内数。

イ 検査及び診療機器の整備状況

診療施設における検査及び診療機器の整備状況は①から⑤のとおりである。

①検体成分分析機器等

(単位：か所)

地域	開設主体	調査 施設数	検体成分分析機器等						
			血液生化学 分析装置	血液電解質 分析装置	高速液体 クロマト グラフ	その他の 分光光度 計	自動血球 計算機	牛乳中 体細胞 測定	血液ガス 測定装置
尾張	県	2(1)	1			2(1)			
	市町村	2	1	1			1	1	
	農協	0							
	共済	0							
	個人	7	1	1			1		
	法人	4							
計	15(1)	3	2	0	2(1)	2	1	0	
知多	県	1(1)				1(1)			
	市町村	0							
	農協	0							
	共済	0							
	個人	13	4	3			4		1
	法人	8	2	2			2		
計	22(1)	6	5	0	1(1)	6	0	1	
西三河	県	4(1)	1(1)		1(1)		1(1)		
	市町村	2	1	1			1		
	農協	1							
	共済	1	1						
	個人	11	1				1		
	法人	3							
計	22(1)	4(1)	1	1(1)	0	3(1)	0	0	
豊田加茂	県	3(1)				1(1)			
	市町村	0							
	農協	0							
	共済	0							
	個人	5	1	1			1		
	法人	0							
計	8(1)	1	1	0	1(1)	1	0	0	
東三河	県	1(1)				1(1)	1(1)		
	市町村	0							
	農協	3	1	1					
	共済	1	1	1			1		
	個人	9	2				3		
	法人	4	1	1					
計	18(1)	5	3	0	1(1)	5(1)	0	0	
新城設楽	県	1(1)				1(1)			
	市町村	0							
	農協	0							
	共済	0							
	個人	3							
	法人	1	1						
計	5(1)	1	0	0	1(1)	0	0	0	
合 計		90(6)	20(1)	12	1(1)	6(5)	17(2)	1	1

②生体画像診断機器等

(単位：か所)

地域	開設主体	調査 施設数	生体画像診断機器等				
			ファイバースコープ	超音波診断装置	X線撮影装置	心電心音計	自動現像装置
尾張	県	2(1)		1			
	市町村	2	1	2	1	1	1
	農協	0					
	共済	0					
	個人	7	1	2	2	1	
	法人	4	1	1	1	1	
	計	15(1)	3	6	4	3	1
知多	県	1(1)					
	市町村	0					
	農協	0					
	共済	0					
	個人	13	1	5	3	3	1
	法人	8		3	2	1	1
	計	22(1)	1	8	5	4	2
西三河	県	4(1)		2			
	市町村	2		2	1	1	1
	農協	1					
	共済	1		1			
	個人	11		3			
	法人	3					
	計	22(1)	0	8	1	1	1
豊田加茂	県	3(1)					
	市町村	0					
	農協	0					
	共済	0					
	個人	5		1			
	法人	0					
	計	8(1)	0	1	0	0	0
東三河	県	1(1)					
	市町村	0					
	農協	3		3			
	共済	1		1	1		
	個人	9		3	1		1
	法人	4		2			
	計	18(1)	0	9	2	0	1
新城設楽	県	1(1)					
	市町村	0					
	農協	0					
	共済	0					
	個人	3		2		1	
	法人	1					
	計	5(1)	0	2	0	1	0
合 計		90(6)	4	34	12	9	5

③免疫・DNA 診断装置等

(単位：か所)

地域	開設主体	調査施設数	免疫・DNA診断装置等									
			酵素抗体測定装置	ELISAプレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	顕微鏡撮影装置	嫌気性菌培養装置	PCR装置	ふ卵器	クリーンベンチ	安全キャビネット	
尾張	県	2(1)		1				2(1)	1	2(1)	1	
	市町村	2								2	1	
	農協	0										
	共済	0										
	個人	7										
	法人	4					1			1	1	1
計	15(1)	0	1	0	0	3(1)	1	5(1)	3	1	1	
知多	県	1(1)	1(1)	1(1)						1(1)		1(1)
	市町村	0										
	農協	0										
	共済	0										
	個人	13				1				3	1	
	法人	8	1	1				1	2	1	1	
計	22(1)	2(1)	2(1)	0	1	0	1	6(1)	2	2(1)	2(1)	
西三河	県	4(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	3(1)	2(1)	1(1)	
	市町村	2							1			
	農協	1	1	1					1	1		
	共済	1										
	個人	11				1			1			
	法人	3										
計	22(1)	2(1)	2(1)	2(1)	1(1)	2(1)	2(1)	6(1)	3(1)	1(1)		
豊田加茂	県	3(1)										
	市町村	0										
	農協	0										
	共済	0										
	個人	5							1			
	法人	0										
計	8(1)	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
東三河	県	1(1)		1(1)								
	市町村	0										
	農協	3				1			2			
	共済	1				1			1	1		
	個人	9							2	3	1	
	法人	4										
計	18(1)	0	1(1)	2	0	0	0	5	4	1		
新城設楽	県	1(1)		1(1)						1(1)		
	市町村	0										
	農協	0										
	共済	0										
	個人	3										
	法人	1		1		1	1		1			
計	5(1)	0	2(1)	0	1	1	0	2(1)	0	0		
合計	90(6)	4(2)	8(4)	4(1)	3(1)	6(2)	4(1)	25(4)	12(1)	5(2)		

④理化学的治療機器等

(単位：か所)

地域	開設主体	調査 施設数	理化学的治療機器				受精卵移植関連		その他		
			レーザー 装置	ガス麻 酔器	人工呼 吸器	自動点滴 装置	マイクロ マニピュ レーター	プログラ ムフリー ザー	オートク レーブ	ガス滅 菌器	遠心分 離器
尾張	県	2(1)		1	1				2(1)	1	2(1)
	市町村	2		1	1				2		2
	農協	0									
	共済	0									
	個人	7		1	1				1	2	2
	法人	4							1		1
計	15(1)	0	3	3	0	0	0	6(1)	3	7(1)	
知多	県	1(1)							1(1)		1(1)
	市町村	0									
	農協	0									
	共済	0									
	個人	13	1	2	1	1		2	6	2	5
	法人	8		1	1	1		1	5	2	3
計	22(1)	1	3	2	2	0	3	12(1)	4	9(1)	
西三河	県	4(1)		1			1	1	3(1)	1	2(1)
	市町村	2		1					1	1	2
	農協	1							1		1
	共済	1									
	個人	11				2			2	1	4
	法人	3									
計	22(1)	0	2	0	2	1	1	7(1)	3	9(1)	
豊田加茂	県	3(1)									2(1)
	市町村	0									
	農協	0									
	共済	0									
	個人	5							1		1
	法人	0									
計	8(1)	0	0	0	0	0	0	1	0	3(1)	
東三河	県	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)
	市町村	0									
	農協	3						1	1	2	2
	共済	1							1	1	
	個人	9						1	3	2	2
	法人	4							1	1	1
計	18(1)	0	0	0	0	0	2	7(1)	7(1)	6(1)	
新城設楽	県	1(1)							1(1)		1(1)
	市町村	0									
	農協	0									
	共済	0									
	個人	3				1					1
	法人	1							1		1
計	5(1)	0	0	0	1	0	0	2(1)	0	3(1)	
合 計		90(6)	1	8	5	5	1	6	35(5)	17(1)	37(6)

2 産業動物診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、病性鑑定の核となる中央家畜保健衛生所高度病性鑑定課を中心に細菌、ウイルス、病理、生化学に係る施設及び検査機器が整備されており、定期的な機器の保守・点検や、検査結果の検証といった精度管理の体制の構築により、病性鑑定機能の精度の充実・強化を図る。

また、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等、家畜伝染病の大規模な発生時に必要となる防疫資材等を備蓄し、危機管理体制の強化を推進する。

イ 関係団体等

愛知県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、愛知県農業共済組合については、西三河及び東三河地域に診療施設が設置されている。このうち、愛知県農業共済組合は、西三河及び東三河地域だけでなく、県内全域の診療も担っており、特に地域内の産業動物診療施設が少ない地域においては、基幹的な診療施設として位置づけられることから、その存在自体が畜産業の存続にとって重要と考えられる。

県は各団体の施設の維持について配慮するとともに、必要な設備・機器の整備に関して、獣医療法第14条の規定による診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の活用を支援する。

ウ 個人開設施設

産業動物診療に係る個人開設施設については、家畜保健衛生所、関係団体、その他の獣医療関連施設の活用努めるほか、民間機関の検査も利用する等により、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、必要な施設・機器等については、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の活用等により整備の推進を図る。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 尾張、豊田加茂、新城設楽地域

尾張地域は都市化の進行が著しいことから、各畜種の畜産農場とも県内の平均と比較して飼養規模が小さい傾向がある。

豊田加茂地域及び新城設楽地域は県内の和牛繁殖の中心的地域である。また、新城設楽地域は肉用鶏の大規模農場が存在しており、肉用

鶏の飼養羽数が最も多い地域となっている。

しかしながら、これらの地域では、農場数が少ないことから産業動物診療施設数も少ないため、他地域からの広域診療等による獣医療の確保を図っているが、農場も点在しており、診療効率の低さが課題となっている。

イ 知多、東三河地域

知多及び東三河地域は、県内で最も畜産が盛んな知多半島、渥美半島が立地し、各農場の飼養規模が大きい傾向がある。知多地域においては、複数のメガファームを抱えるなど酪農経営が盛んであり、乳肉複合経営に加え、和牛繁殖肥育一貫経営農場の規模拡大により、肉用牛の飼養頭数も増加している。また、東三河地域は県内の半分以上の養豚農場を有するほか、各畜種の農場数が最も多く、県内畜産の中心的な地域といえる。

これらの地域では、10人以上の獣医師が従事する産業動物診療施設があるなど、診療体制が充実している。

ウ 西三河地域

西三河地域では、知多及び東三河に次ぐ頭羽数の乳用牛、豚、採卵鶏が飼養されている。また県内有数の規模の採卵鶏農場の他、養鶏、養豚団地がある。

この地域では、病性鑑定施設を有する中央家畜保健衛生所、畜産総合センター、農業大学校等の県関係機関のほか、市や愛知県経済農業協同組合連合会及び愛知県農業共済組合が開設する産業動物診療施設が存在している。

以上のように、尾張、豊田加茂、新城設楽地域では診療効率の低さから、獣医療の提供の継続が困難となる懸念がある。一方、知多、東三河地域においては、畜産農場が多いことから、家畜伝染病発生時のまん延リスクが高いという課題がある。

診療効率の低い尾張、豊田加茂、新城設楽地域では、愛知県農業共済組合が基幹的な施設として診療を担っているが、各家畜保健衛生所とも連携して、地域の診療施設の動向を見ながら、現在の診療体制を維持する。

また、家畜伝染病の発生を予防し、迅速かつ的確な疾病診断等に基づく衛生管理指導を行うために、各施設の検査・診断機器等を有効活用できる体制の構築など、地域内及び地域間の産業動物診療施設による連携の強化

を推進する。

従って、獣医療を提供する施設及び機器の整備状況は現状を維持する。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の確保目標は次のとおりとする。

産業動物臨床獣医師数は、畜産農場数や飼養頭羽数を考慮しつつ、現状の水準を維持する。

農林水産分野の公務員獣医師数は、家畜伝染病の発生を受けた業務の多様化に対応するために必要な人員を確保する。

<産業動物臨床獣医師>

(単位：人)

地域	現在 (令和2年9月現在)	令和12年度 推定獣医師数	令和12年度 確保目標	令和12年度まで に確保すべき 獣医師数
尾張	19	12	19	7
知多	47	33	47	14
西三河	28	17	28	11
豊田加茂	5	4	5	1
東三河	43	25	43	18
新城設楽	6	4	6	2
合計	148	95	148	53

資料：令和2年度家畜保健衛生所調査より

※令和12年度推定獣医師数は、市町村、農業協同組合、農業共済組合では、60歳で退職するものとし、令和4年度以降2年ごとに退職年齢を1歳ずつ引き上げて算出。その他施設は70歳で退職するものとして算出。

<公務員獣医師（県）>

(単位：人)

	現在 (令和2年9月現在)	令和12年度 推定獣医師数	令和12年度 確保目標	令和12年度まで に確保すべき 獣医師数
農林水産分野	116	90	122	32

資料：令和2年度畜産課調査より

※令和12年度推定獣医師数は、60歳で退職するものとし、令和4年度以降2年ごとに退職年齢を1歳ずつ引き上げて算出。

2 産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の確保対策

(1) 新規獣医師確保に向けた取組

産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の業務内容やその社会的役割に関する認識を高めるため、県や農業共済組合等においては、獣医系大学と連携し、学生の実習を積極的に受け入れる。また、獣医系大学における就職説明会等の機会を活用し、産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師の計画的な確保を推進する。

また、確保状況に応じて、農林水産省の実施する「獣医師養成確保修学資金貸与事業」等の利用についても検討する。

(2) 労働をめぐる環境の改善

産業動物臨床獣医師及び農林水産分野の公務員獣医師とも、30歳以下の年代では女性獣医師が占める割合が全体の半分以上を越えており、今後の新規採用職員についても男性獣医師と女性獣医師の比率は同程度で推移することが予測される。

このような状況を踏まえ、代替職員の適切な確保などにより、男性・女性獣医師ともに育児休暇を取得しやすく、また、育児休暇を取得した獣医師が復職しやすい環境の整備について具体的な施策を検討する。

(3) 関係機関との連携による支援体制

農林水産分野の公務員獣医師に関しては、飼養衛生管理指導や豚熱ワクチン接種等、多様化している業務を円滑に推進するため、退職者を活用するほか、小動物を初めとする診療施設の獣医師等の支援体制の構築により人材を確保する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜伝染病及び新疾病に対し、家畜保健衛生所を核とし、産業動物診療施設、畜産関係団体、家畜の飼養者等が連携し、平時における防疫体制の強化を図るとともに、発生に備えた組織的な防疫体制の確立を推進する。

(1) 家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化

迅速かつ正確な検査体制のもと、監視が必要な家畜伝染病及び新疾病のサーベイランス検査を実施し、また、家畜伝染病の発生状況等の情報について家畜の飼養者や畜産関係団体等に還元することで、家畜の飼養者等が実施する自衛防疫の取組を促し、家畜伝染病及び新疾病に対する防疫体制の強化を図る。

(2) 飼養衛生管理指導等指針に則した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等

家畜保健衛生所が中心となり、飼養衛生管理指導等指針並びに愛知県飼養衛生管理指導等計画に基づく、飼養衛生管理基準の遵守について継続的な指導を行う。

また、市町村、畜産関係団体、産業動物診療施設等と飼養衛生管理基準の遵守状況に関する情報を共有し、それら関係機関と連携した指導に努める。

(3) 家畜防疫員の確保、農林水産分野以外の公務員獣医師との連携及び家畜伝染病発生都道府県への獣医師派遣体制の整備

農林水産分野の公務員獣医師を計画的に採用するほか、平時から退職者等の潜在的な人材を活用し、家畜防疫員を確保する。また、農林水産分野以外の県関係機関、市町村、畜産関係団体、産業動物診療施設等と連携した、防疫訓練の実施、緊急時の連絡先の共有等により、家畜伝染病発生時の支援体制を強化する。

また、他都道府県における大規模な家畜伝染病発生時に、速やかに獣医師を派遣するために、平時から派遣可能者をリストアップし、派遣体制を整備する。

(4) 情報共有の体制整備

各診療施設の機能が発揮されるよう、家畜保健衛生所、畜産関係団体、産業動物診療施設等の間で、研修や会議等を通じて、情報交換を行

う。

また、家畜伝染病の発生状況や検査結果について、県や家畜保健衛生所のウェブページに掲載する等により情報共有を図る。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であるが、高度な診療機器等を各々の診療施設において整備することは過剰な設備投資につながる恐れがある。

産業動物診療施設が県の病性鑑定施設を利用する等、施設間の機能分担・業務連携により各施設の検査・診断機器等の効率的かつ有効的な利用に努める。

3 獣医療情報の提供システムの整備

国が推進する、飼養衛生管理指導状況、食肉衛生検査結果、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果等、獣医療に係る情報の一元管理に向けたシステム整備について、必要なデータを提供する等の協力を行う。

4 衛生検査機関との業務の連携

畜産経営における規模拡大や集約化の進展に伴い、獣医療提供の重点は、農場単位や群単位での集団管理衛生技術に移行している。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするため、家畜保健衛生所、産業動物診療施設は相互に連携するとともに、民間機関の検査も活用する。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療効率の低い地域では、近隣の診療施設による診療の提供や効率的配置により、当該地域に対する診療の提供体制を維持する。

それにもかかわらず、十分な診療の提供を確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を図った上で、公益性の高い機関による補完的な診療の提供に努める。

6 産学官が連携した研究開発等に関する情報提供

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防に係る技術の開発・普及や、新興・再興感染症の対策、「One Health」の考え方に基づく国際的な取組等の新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発等について、県及び獣医師会等を通じ、関連する情報を

提供する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

産業動物診療や、公務員など全ての分野において、獣医学の進展、診療機器及び医薬品の開発・普及等に対応して、獣医師に求められる役割はますます高度化・多様化することが見込まれることから、以下の研修への計画的な参加等により、獣医師の養成や技術の向上に努める。

1 臨床研修

(1) 産業動物及び小動物臨床獣医師

臨床現場における実践的獣医療技術、関係法令に関する知識・技術の習得や、診療に関する事故やトラブルに対して適切に対応するために、農業共済組合、獣医師会等が開催する研修会や講習会への参加の促進を図る。

(2) 公務員獣医師

県は職員に対して、国などが開催する家畜衛生、公衆衛生、動物愛護管理等の行政に携わっていく上で必要な技術研修、講習会への参加を促進する。

また、家畜伝染病発生時の防疫措置の円滑な実施のため、農林水産分野以外の公務員獣医師、産業動物臨床獣医師等も対象とした訓練を開催する。

2 高度研修

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師

国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構動物衛生研究部門等において開催される講習会等を活用し、地域における獣医療技術や集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を行い、地域の獣医師の技術の向上を推進する。

(2) 小動物臨床獣医師

専門分野別の技術の向上が今後ますます重要となることから、獣医師会及び獣医系大学が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図り、専門性の高い獣医療技術の修得を進める。

3 生涯研修等

各分野の獣医師が、日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、県、団体、獣医師会等は研修会、講習会の開催や関連する情報の提供に努める。

また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、情報通信機器等を活用し、研修への参加促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野における獣医療に関する体制の整備

行政分野においては、家畜衛生行政、公衆衛生行政、動物愛護管理行政、小動物獣医療など、獣医療に関して様々な部署が所管していることから、それぞれの部署において監視指導体制を整備し、獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師

家畜保健衛生所は産業動物獣医師等と連携し、飼養者に対し飼養衛生管理基準や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場HACCPや畜産GAPの普及の促進を図る。

(2) 小動物臨床獣医師

公益社団法人愛知県獣医師会及び公益社団法人名古屋市獣医師会は、飼育動物の適切な健康管理を図るため、引き続き健康相談活動の促進を図るとともに、県と連携して飼育者への衛生知識、動物愛護、動物由来感染症に関する啓発・普及を図る。

3 広報活動の充実

公益社団法人愛知県獣医師会及び公益社団法人名古屋市獣医師会を情報の拠点とし、夜間・休日に診療を提供する施設、専門性の高い診療技術を提供する診療施設等に関してウェブページ等により飼育者に対して情報提供する。

4 診療施設の整備

本計画に基づき、診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林水産漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。